

議案第53号

公告式条例の一部改正について

公告式条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

公告式条例の一部を改正する条例

公告式条例（昭和25年逗子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

逗子市公告式条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第2項中「市役所前」を「逗子市役所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行う。

第3条及び第4条を次のように改める。

（市長の定める規則に関する準用）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、規則について準用する。

（市長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。

第5条中「規則又は市の機関の定める規則、若しくは規程」を「市長の定める規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程」に、「当該規則」を「それぞれ当該規則」に、「もつて、」を「もって」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、市の機関（市長を除く。以下同じ。）の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(逗子市財政事情の公表に関する条例の一部改正)

2 逗子市財政事情の公表に関する条例（昭和26年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公告式条例」を「逗子市公告式条例」に改める。

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第21条第2項の趣旨を踏まえ、条例等の公布及び規程の公表の方法について、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするに当たり、改正の要あるため提案する。